

資料 高等学校「総合的な探究の時間」における 探究指導の事例に関する一考察

—山形中央高校『探究記録ノート』の取組に注目して—

野口 徹¹⁾・井上 敦夫²⁾

1) 山形大学地域教育文化学部 2) 山形県立山形中央高校

2018年に改訂・告示された高等学校の学習指導要領は、高等学校の教育課程に「探究」を中核に位置付け、これに基づいた授業改善を展開することで生徒に資質・能力の育成をすることを求めている。ただし、これまでの高等学校の実践では、「探究」の中心であるべき「総合的な学習の時間」は低調であったことが指摘されており、「探究」の質を担保した実践を充実させることが課題となっている。本稿では、山形県立山形中央高校において先行実施されてきた「探究」指導の取組について「探究記録ノート」に注目して検討した。この結果、この取組が教師による生徒の学習状況に応じた探究指導の改善を促す成果と、教科・領域を超えた指導体制のさらなる充実という課題を明らかにした。

キーワード：探究，資質・能力，総合的な探究の時間，探究の過程

1. 問題の所在

(1) 高校 新学習指導要領における「探究」の位置付け

2018年に改訂された高等学校（以下：高校）の学習指導要領は、その前年に改訂された幼稚園の教育要領、小学校・中学校の学習指導要領と同様に、「資質・能力の育成を目指す」ことをその基本的な姿勢として共有している。これは、2016年の中央教育審議会答申が「はじめに」において、「それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確に」することや「教職員間、学校段階間、学校と社会との間の相互連携を促し、更に学校種などを越えた初等中等教育全体の姿を描くことを目指す」ことなどをその基本的な性格として謳いあげており、これを基にして学習指導要領が改訂されていることによるものである。

本答申の「学習指導要領等の改善の方向性」の中に示された（**資質・能力の育成を目指した教育課程編成と教科等間のつながり**）では、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくにあたり、各教科等の学習とともに、教科等横断的な視点に立った学習が重要であることを指し示し、教科等の内容について、「カリキュラム・マネジメント」を通じて相互の関連付けや横断を図り、必要な教育内容を組織的に配列し、各教科等の内容と教育課程全体とを往還させるような教育課程を編成すること等を各学校に求めている。その中でも、この教科を横断して資質・能力を育成するときの柱となり、また、各学校の教育課程の特色に応じた学習となる「総合的な学習の時間」については、「カリキュラム・マネジメント」を通じて、生徒にどのような資質・能力を育むかを明確にし、それを育む上で

効果的な学習内容や活動を組み立て、各教科等における学びと関連付けることの必要性を指摘している。つまり、今次の学習指導要領は、幼児期から高校までの学校段階を超越して、教科横断的な資質・能力の育成を最大の目標一つとして掲げているのである。

本答申の中で、「学校」の最終段階である高校については、「教科・科目選択の幅の広さを生かしながら、生徒に育成する資質・能力を明らかにし、具体的な教育課程を編成していくことが求められる」とし、さらに「義務教育段階の学習内容の学び直しなど、生徒の多様な学習課題を踏まえながら、学校設定教科・科目を柔軟に活用していくことも求められる」とも示している。すなわち、資質・能力の育成を踏まえたときに、義務教育段階との繋がりをより一層踏まえた教育課程を編成することを高校に求めているのである。高校にこのような要求をすることについては、本答申の中で「自らの人生や社会の在り方を見据えてどのような力を主体的に育むかよりも、大学入学者選抜に向けた対策が学習の動機付けとなりがちであることが課題となっている」と状況を指摘し、高校での教育活動が資質・能力の育成よりも大学入試に対応することを念頭においたものとなっていることをその要因としている。また、そこで展開される授業についても「小・中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちであること」と「卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないこと」を合わせて指摘しており、先述したように「義務教育までの成果を確実につなぎ、一人一人に育まれた力を更に発展・向上させること」を高校に求めているのである。さらに本答申は、高校における各科目において「育成を目指す資質・能力や学習過程の在り方を踏まえた教材」を求めており、その例示として新学習指導要領で高校に新設される「理数探究」を挙げ、これが「探究の過程を重視する科目」であることから、これに応じた学習過程の在り方を踏まえた教材を提供することの必要性を指摘している。

この「探究」については、本答申では、「探究的な学習は、学習に対する興味・関心・意欲の向上をはじめ、知識・技能の着実な習得や思考力・判断力・表現力等の育成に有効である」と説明している。言うなれば、「探究」は資質・能力を育成するときの柱としているのである。この探究に対応する科目についてはこれまでの高校の学習指導要領に「数学活用」及び「理科課題研究」が設定されてきたが、本答申ではこれらについては、大学入学者選抜において評価対象となつてこなかったことや、指導ノウハウが教員間に共有されていないことから、科目の開設率が極めて低い状況であることを指摘しているところである。

このような答申を受けて2017年以降に順次改訂された各学校段階の学習指導要領では、この「探究」が重要なワードとなってくるのは当然のこととなる。例えば、小学校学習指導要領の本文中に探究という語を探すと20回出現する。これが中学校の学習指導要領の場合では42回、これが高校に至っては184回となる¹。高校のこれらの数をカウントする場合においては、専門学科の内容を除いた上で、さらに、教科等・科目名を示す場合も除いていたものでもこの数となる。このことについて、高等学校学習指導要領解説総則編には次のように記述を見ることができる。

(前略) 高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。

これらからも、先に挙げた答申の内容を受けて新学習指導要領で児童・生徒が「探究」する学習を行うことを明確に求めており、そして、高校においてこれがより強調されることが読み取れる。

高校の学習指導要領の各教科等の解説を見ると、「〇〇を探究する」などのように、探究

の概念を読者が理解していることを前提として使用されている。これらの表記の中には、それぞれの教科における探究の定義らしきものを見ることができる。例えば、家庭の解説では「探究」による学習活動について

正解が一つに絞れない課題を考える際、最適な解決方法を探究したりする活動

という表記をしており、この学習活動では正解の絞れない課題に対して生徒が最適解を探る活動に取り組むことをその水準として設定していることを示している。

また、地理歴史科の科目である「地理探究」の開設の表記には、

生徒が生活圏に見られる課題を自ら設定し、情報の収集、整理・分析を行って、立てられた仮説を検証してまとめる一連の活動の中で、新たな発見や理解の深化を見だし、改めて仮説や場合によっては課題を設定し直し、情報の収集、整理・分析を行っていくというスパイラルする学習の姿を想定している

と示され、理科の解説にも、

課題の設定や検証計画の立案、観察、実験の結果の処理、考察などのような「探究の過程」を経て学ぶこと

との類似の説明を見ることから、高校の探究による学習活動が、「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめる」という一連の過程で進めること、としているのが分かる。

これらからも、高校の学習指導要領が「探究」を教育課程の柱に据えて生徒の資質・能力の育成を図っていることは明らかである。

(2)「総合的な探究の時間」

これからの高校が「探究」を柱に据えた教育課程を編成するとき、さらにその中心となるのが「総合的な探究の時間（以下：総合探究）」である。2018年文部科学省令第13号の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により学校教育法施行規則が改正され、高校の「総合的な学習の時間」は、より探究的な活動を重視する視点から位置付けを明確にするため、「総合探究」に改められている。高校学習指導要領解説総則編ではこの点について次のように示している。

高等学校においては、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせる統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成するようにした。

先述の中央教育審議会答申では高校の総合探究の位置付けについて、

高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、位置付けを明確化し直すことが必要と考えられる。

と示すとともに、

それを基盤とした上で、高等学校における総合的な^マ学習^マの時間においては、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせることで統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究することのできる力を育成するようにする。

とも示している。これらからも、総合探究が高校の教育課程において生徒が「探究」するための資質・能力を育成する教育課程の中で重要な位置付けとされていることが明らかである。

総合探究において展開されるべき「探究」については学習指導要領解説の総合探究編に明示されている。ここでは、総合探究の「探究」に

高等学校においてこのような生徒の姿を実現していくに当たっては、生徒が取り組む探究がより洗練された質の高いものであること

を求めており、さらに「質の高い探究」として、次のような要素の存在を示す。

「探究の過程の高度化」

- ① 探究において目的と解決の方法に矛盾がない（整合性）
- ② 探究において適切に資質・能力を活用している（効果性）
- ③ 焦点化し深く掘り下げて探究している（鋭角性）
- ④ 幅広い可能性を視野に入れながら探究している（広角性）

「探究が自律的」

- ① 自分にとって関わりが深い課題になる（自己課題）
- ② 探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる（運用）
- ③ 得られた知見を生かして社会に参画しようとする（社会参画）

つまり、総合探究に設定された生徒が展開する「探究」による学習活動の質は、極めて高度なものであり、この「探究」による学習過程を生徒自身が動かしていくことを求めているものでもある。

ただし、全国の高校では、ここまで確認をしてきたような「探究」となるような総合探究の授業の質を担保してきたとは言えない実態がある。中教審教育課程部会の「生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ」第9回配付資料「生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ議論のまとめ（たたき台・イメージ）」の中でも、高校の「総合的な学習の時間」の実践が低調であることが指摘されているところである²。

「探究」を掲げて大きくその形と役割を変更している高校の学習指導要領ではあるが、これを各地の高校が確たる実践として組み込んでいくには、まずは、総合探究における指導の改善を行うことが必要である。そして、その改善を果たすためには、高校における総合探究の先行事例を検討することが望ましい。そこで、このことを果たすために、山形県立山形中央高校で先行的に実践されてきた総合探究について、その特徴的な取組の様子を紹介し、その成果と課題を明らかにする。

2. 山形県立山形中央高校における総合探究の取り組み

(1) 総合探究充実に向けて

山形県立山形中央高校（以下：中央高）は、普通科 4 学級，体育科 2 学級，計 6 学級で各学年が編成される，県内では比較的大規模な公立高校である。生徒たちは日々の学習に力を注ぐ一方，普通科，体育科を問わず部活動にも積極的に参加している。このような教育活動の成果として，毎年高い大学進学実績をあげるとともに，プロ野球選手として活躍したり，オリンピック代表に選出されたりするなど，文武両面に秀でた人材を数多く輩出している。

以上のような特色ある教育活動を展開してきた中央高ではあるが，総合探究における探究型学習の取り組みが本格化したのは 2017 年度からであり，4 年の実践を積み上げたに過ぎない。試行錯誤は現在も続いているが，2018 年度以降は徐々に指導計画が定まり，1，2 年生が「国語」「数学」「社会」「理科」「英語（国際）」「教育」「医療福祉」「町づくり」「体育（1 年生のみ）」からなるゼミのいずれかを選択し，少人数の班を形成して探究型学習に取り組む形が定着した。2020 年度からは 3 年生に対し自らの進路を見据えた個人論文を課し，3 年間の指導計画が一応の完成をみることが予定されていた。しかし，新型コロナウイルス感染症の拡大による休校が 5 月下旬まで続いたことからこの計画自体が中止となり，2021 年度の 3 年生からの実施へと変更となった。

（2）『探究記録ノート』の導入過程と活用方法

高等学校学習指導要領解説の総合探究編では，「探究の過程（課題の設定，情報の収集，整理・分析，まとめ・表現）」において，他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や，言語により分析し，まとめたり表現したりするなどの学習活動を求めている。その際には「比較する」，「分類する」，「関連付ける」などの「考えるための技法」を生徒が自在に活用することも求めている。これらの技法を生徒が自在に活用することができるようにするには，一つには紙などに書いて可視化することが有効である。具体的にはベン図，フィッシュボーンなどの思考ツールを用いたり，生徒の思考を活性化することを目途としたワークシートを用意したりすることなどが考えられる。このような生徒の学習活動を支援するための教材として中央高が独自に作成したのが『探究記録ノート』である。

①『探究記録ノート』の導入過程

中央高で総合探究における取り組みが本格化した 2017 年度は，必要なワークシート等は授業の時間ごとに印刷・配付を実施していた。しかし，生徒が「探究の過程」で記録，収集したデータが散逸してしまう等の問題が発生したため，2017 年度の冬から 2019 年度春の完成を目指して『探究記録ノート』の編集作業に校内において着手することとなった。この当時は高校生のために『探究記録ノート』をつくるための参考とできる書籍や文献がほとんどない状況であった³。そこで参考資料としたのが，後藤芳文らによる『学びの技』（玉川大学出版部，2014 年）である。思考を可視化するツールを体系的に盛り込んだ同書の内容に触れたことから，中央高の生徒が「考えるための技法」を



（2019 年度版『探究記録ノート』）



（2020 年度版学年別『探究記録ノート』）

しやすくなる。このような取り組みを校内で共有するためには、校内研修等を重ね、教職員間で「考えるための技法」の活用について共通理解を図る必要がある。

3. まとめ

中央高における総合探究の取組は、2022年度より本格実施となる各地の高校の「探究」に大きな示唆を与えている。それは中央高の総合探究が、生徒が自らの学習活動や思考を記録する『探究記録ノート』を軸に据えたことで、生徒と教師の間に「探究の学習過程の協働化」「思考内容の可視化」を促進していること。これらによって生徒に『考えるための技法』等の資質・能力を発揮する」「探究の学習過程を自ら動かす」学習活動が「学習モデル」として定着しつつあること。これらの点が指摘できるからである。

今後は、山形中央高校の教育課程において、総合探究がその存在をより明確な位置付けとして認識されるように実践を積み重ねていくことと、そこから生徒の「探究」がより「高度化」「自律化」したものとなっていることを精緻に評価する体制を作り上げていくことが課題となるであろう。今後も継続しての実践と研究が重要となる。

(追記)

なお、本稿の1及び3は野口、2は井上がそれぞれ分担執筆した。

【引用及び参考文献】

- ・中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」2016年12月21日
- ・小学校学習指導要領・中学校学習指導要領2017年、高等学校学習指導要領2018年 文部科学省
- ・高等学校学習指導要領解説 総則編，家庭編，地理歴史編，理科編，総合的な探究の時間編 2018年 文部科学省

【注】

- ¹ 高校の学習指導要領における「探究」の用法については、高等学校学習指導要領解説総則編において、二つの意味をもっていることを以下のように示している。
「国語科の「古典探究」、地理歴史科の「地理探究」、日本史探究及び「世界史探究」については、科目名称に「探究」が付されているが、これらは、「総合的な探究の時間」や「理数探究基礎」、
「理数探究」において用いられている「探究」とは意味の異なるものである。すなわち、前者は、当該教科・科目における理解をより深めることを目的とし、教科の内容項目に応じた課題に沿って探究的な活動を行うものであるのに対して、「総合的な探究の時間」や「理数探究」、
「理数探究基礎」は、課題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育成することを目的とし、複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究のプロセスを通して資質・能力を育成するものである。なお、「探究」の名称が付されていない教科・科目等についても、それぞれの内容項目に応じて、探究的な活動が取り入れられるべきことは当然である」
本稿での「探究」は、基本的に後者の、「課題を発見し解決していくために探究のプロセスを通して資質・能力を育成する」ものとする。ただし、本稿の文中で示すように、前者においても「探究のプロセス（過程）」を通して行うことを学習指導要領では求めている点については配慮する必要がある。
- ² 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ（第9回）において配布された資料では、「総合的な学習の時間の本来の趣旨を実現できていない学習活動を行っている学校、進路指導や学校行事として行うことが適切であるような活動を行っている学校があるという指摘もあり、小学校、中学校における取組の成果の上に、高等学校にふさわしい実践が十分展開されているとは言えない状況にある」としている。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/064/siryu/attach/1379020.htm
(2020年12月10日アクセス)
- ³ 2020年度の段階では、関係各所より「総合的な探究の時間」のためのワークノートが数多く発表されており、比較的手軽に入手できるようになっている。